参考資料４

総 行 地 第 ４６ 号
８ 教 地 推 第 ３７ 号
令和８年５月 28 日

各都道府県地域活性化担当課長
各都道府県教育委員会社会教育担当課長　　殿
各指定都市教育委員会社会教育担当課長

総務省地域力創造グループ地域振興室長
同　人材力活性化・連携交流室長
文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長

地域づくりに資する関連施策の一体的推進について

持続可能な活力ある地域社会の実現に向けては、地域住民を核としつつ、行政、企業、大学、NPO など様々な主体がそれぞれの得意分野を生かしながら相互に連携・協働して取り組むことが重要です。

こうした観点から、国においては、総務省及び文部科学省の施策説明会等において、両省の関連施策を相互に説明する機会を設けたり、本年３月に総務省の「地域づくり人材の養成に関する調査研究会」が取りまとめた令和７年度報告書において、地域づくりの取組を進めるに当たり、社会教育を通じたファシリテータースキルを有する人材の育成の重要性等が提言されたりするなど、両省の連携・協働が図られているところです。同様に、各都道府県、市区町村においても、首長部局・教育委員会という所管をこえて相互に認識を共有し、関係施策を一体的に推進していくことで相乗効果が期待されます。また、こうした取組による行政資源の効率的な活用は職員の業務負担の軽減にもつながるものと思料されます。

特に、地域の主体性を活かした地域づくりのための取組として、総務省では地域運営組織（RMO）、文部科学省においては、コミュニティ・スクール、地域学校協働活動、社会教育人材の育成等を推進してきたところです。一方で、これらの施策は、その目的や対象において相互に高い親和性を有しているものの、必ずしも十分な連携の下で活用されてきたとは言い難く、国及び地方公共団体の双方において、所管の違い等を背景とした縦割り的な取組が行われてきたとの指摘もあります。

ついては、以下に、地域づくりに資する総務省及び文部科学省の主な関連施策について整理してお示ししますので、各都道府県、市区町村においては、首長部

局・教育委員会の各担当職員にご紹介いただくとともに、施策間の連携可能性を検討する際の参考としてご参照いただければと存じます。

各都道府県及び各都道府県教育委員会におかれては、域内の市区町村及び市区町村教育委員会に対して本通知の周知をお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の４第１項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

１．地域づくりに資する関連施策について

（１）地域運営組織（RMO）について

高齢化の進行による生活機能の低下や、人口減少・過疎化に伴う集落の生活支援機能の低下が進む中、地域の暮らしを持続的に支えていくためには、地域住民自らが主体となり、地域課題を把握・共有し、その解決に向けた取組を継続的に実践していく体制を構築することが重要である。

このため、総務省においては、地域で暮らす人々を中心に、自治会・町内会、民生委員・児童委員、消防団、NPO、地元企業、社会福祉協議会、PTA 等の多様な関係主体が参画し、協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を行う組織として、「地域運営組織（RMO：Region Management Organization）」の形成・運営を推進している。

地域運営組織（RMO）は、地域課題を整理・共有し、対応方針を検討する協議機能と、検討結果を踏まえて具体的な事業や活動を実施する実行機能を併せ持つことを特徴としており、単発的な活動にとどまらず、地域の実情に応じた持続的な取組を行うための基盤として位置付けられている。

現在、全国で 8,000 を超える地域運営組織（RMO）が形成されており、移動スーパーの運営等による買い物支援、コミュニティバスや送迎活動等の外出支援、見守り活動や防災活動、地域行事や交流事業の実施など、その活動内容は多岐にわたる。また、複数の集落や地区を単位として形成される事例も見られ、地域内の人材・資源を面的に活用することで、個々の集落のみでは対応が困難な課題への対応も可能となっている。

地域運営組織（RMO）は、行政との役割分担の下で、地域の実情を最もよく知る住民の視点を生かしながら、地域課題の把握や解決に向けた取組を進めるための重要なパートナーである。特に、地域づくりを担う人材の受け皿としての機能や、学校、社会教育施設、福祉、防災等の分野を横断した取組を展開するためのインフラとしての役割が期待されており、他の地域コミュニティ施策や社会教育施策等と連携することで、より高い効果を発揮することが見込まれる。

（２）コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動について

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、保護者や地域住民等が学校運営に参画する仕組みであり、令和７年度時点の公立学校における導入率は 64.9%に達している。学校運営協議会は、

・校長が作成する学校運営に関する基本的な方針に対する承認
・学校運営に関する意見の提出
・教員の任用に関する意見の提出

といった権限を有しており、地域の声を活かした学校運営が実現されるだけでなく、地域住民等の主体的な参画を通じた自治意識の醸成につながることも期待される。

また、「地域学校協働活動」は地域住民、企業、NPO、保護者などが学校と連携し、地域全体で子供の学びと成長を支え、「学校を核とした地域づくり」を目指して実施する様々な活動である。例えば、地域学校協働活動の実施や、地域の行事・イベント等への参画などが挙げられる。

コミュニティ・スクールにおける協議の結果を踏まえながら、学校教育を地域学校協働活動により充実させる観点や、地域課題を学校、児童生徒、保護者等との協働により解決していく観点等から、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進することが重要であり、両取組が円滑に連動しながら展開されるよう、学校と地域をつなぐ役割を担う地域学校協働活動推進員の配置を推進している。

（３）社会教育及び社会教育主事講習について

「社会教育」は、学校教育の領域を除いたあらゆる組織的な教育活動として幅広く行われており、学びを通じて個人の成長を期するとともに、他者との協働活動を通じて相互のつながりを形成していくという点にその特徴がある。社会教育は、その有する「人づくり」、「つながりづくり」、「地域づくり」の三つの側面を一体的に推進することにより、単なる学習機会を提供するだけではなく、住民自治を醸成し、成立させるための社会基盤としての機能も期待される。

こうした社会教育の推進のため、教育委員会に専門的教育職員としておくこととされる「社会教育主事」の任用資格付与のため、社会教育主事講習が実施されているところである。本講習は、社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）に基づく専門的な講習で、受講による学習支援の方法やファシリテーションの手法等の習得を通じ、参加型の行政運営能力の育成が図られる。特に、地域課題を住民が自分事として捉え、その解決に向けて主体的・継続的に関われるよう、教育的視点を持って政策の形成・推進を図る手法は、防災、福祉、地域振興、環境、まちづくりなど様々な領域に応用が可能であることが期待される。

本講習の修了者には「社会教育士」の称号が付与され、令和６年度現在、約10,000 人に称号が付与されており、今後もその拡大が期待されるところである。

なお、本講習の実施に当たっては、より受講しやすくすることで、受講者の負担軽減が図られるよう、国としては、講習の定員拡大、講習内容の在り方や受講形態の多様化等について併せて工夫していく予定である。

## ２．関連施策の一体的な推進に向けて

### （１）地域づくりを担う人材の育成

持続可能な形で地域づくり活動のためには、それを担う人材の育成が不可欠である。すでに、各地で地域運営組織の担い手や自治会活動のリーダー、社会教育士、地域学校協働活動推進員、コーディネーター等が活躍しており、その養成に向けた各種の研修が行われているが、それぞれが異なる目的の下で別個に進められていたり、現場の人員が不足したりしている等の課題が指摘されている。これらの取組の多くは相互に親和性が高く、内容的にも重なる部分も見られることから、関係者間で情報を共有し、連携・協働しながら実施していくことで、地域づくりに係る学習機会の充実が効率的に図られることが期待される。

例えば、社会教育主事講習は、本来は教育委員会に所属する社会教育担当職員を対象として想定されたものではあるが、講習受講による住民参画の理論、合意形成やファシリテーションの手法等の習得を通じ、住民参加型の行政運営能力の強化が期待できる。特に、地域課題を教育の視点でとらえる政策形成の促進は、地域振興、防災、福祉、共生社会づくりなど様々な領域に応用可能であることから、地域運営組織（RMO）の構成員、地域おこし協力隊や集落支援員がこの講習を受講したり、逆に社会教育人材が集落支援員として地域づくりを実践したり、地域運営組織（RMO）に参画して地域づくりを実践したりするといった取組が考えられる。

### （２）学校を核とした地域づくりの推進

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進は、学校と地域が連携・協働して子供たちの成長を支えることで、自立的・継続的に子供を取り巻く課題を解決できる地域社会の実現を目指すものである。また、将来的な地域の担い手育成の観点からも、学校教育と地域との連携は有意義であり、地域の文化、自然、産業等の地域資源を活かした探究学習の充実を図ることで、子供たちの主体性が育まれ、地域への愛着・帰属意識が醸成されていくことも期待される。

学校を核とした地域づくりのさらなる推進のため、例えば、学校運営協議会と地域運営組織（RMO）が連携したり、地域おこし協力隊や集落支援員が学校において地域学校協働活動推進員等と共に地域との連絡調整等の役割を担ったりするといった取組が考えられる。

（３）地域活動拠点として公民館等の社会教育施設の活用

公民館、生涯学習センター、図書館等の社会教育施設については、地域住民の学習活動の場であるとともに、地域コミュニティの形成や交流の拠点として重要な役割を担うものである。実際、地域運営組織（RMO）の活動実態においても、活動拠点を有する団体の６割以上が公共施設を使用している。特に公民館については、様々な公民館による主催事業に加え、民間企業や NPO 等との連携により地域の実情に合わせて柔軟な運営がなされているところである。

このため、地域づくり活動に関する会議や住民交流の機会の提供、地域課題の解決に向けた学習機会の充実など、地域の多様な主体が集い、対話し、協働する場としてこれらの施設の積極的な活用が可能である。

（４）国における支援

総務省及び文部科学省においては、地域運営組織（RMO）等の地域づくり施策と社会教育施策の連携を推進する観点から、先進事例の収集・共有や研修機会の提供等を通じ、地方公共団体の取組を支援していくこととしている。

特に本年度は、総務省の「地域づくり人材の養成に関する調査研究会」において、これまで蓄積された成果・ノウハウのフィードバックを目的に、全国の地域づくりに関わる者を広く対象とした「地域づくり人材ワールド・カフェ」を全国４ブロックで開催する予定である。

各地方公共団体におかれては、本通知の趣旨を踏まえ、関係部局間の連携を図りながら、地域の実情に応じた取組を推進されたい。

【別添１】地域活動組織（地域運営組織（RMO））関連資料

【別添２】コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進　関連資料

【別添３】社会教育（社会教育士・社会教育主事講習等）　関連資料

【別添４】「地域づくり人材ワールド・カフェ」関連資料

（本件担当）
総務省地域力創造グループ地域振興室
chishin@soumu.go.jp
03-5253-5534

文部科学省総合教育局地域学習推進課法規係
houki@mext.go.jp
03-5253-4111（内線 2977）